

市第15号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和 3 年 5 月 21 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市瀬谷区民文化センター	西区岡野二丁目 6 番 6 号	神奈川共立・ハリマビシステム 共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 森山 英明 社 長	横浜市瀬谷区民文化センターの供用開始の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

神奈川共立・ハリマビステム共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 森 山 英 明

- 2 西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

株式会社ハリマビステム

代表取締役社長 鴻 義 久

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）